

請求のあった公費負担の支払いは、南部町に登録された口座（債権者登録）に振り込むため、債権者登録のない事業者について、登録が必要となるため注意
※登録の有無及び登録申請に関しては、選管事務局に問い合わせること。

請求書
(選挙運動用ポスターの作成)

令和6年10月〇日

南部町長様

住所（所在地）米子市〇〇●●番地

氏名（名称）株式会社 □□□□

代表取締役 ○○ ○○

（法人にあってはその代表者の氏名も記入）

請求内訳書の金額と一致
手書きの場合は、頭に「金」
を記載すること

南部町議会議員及び南部町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定により、次の金額の支払を請求します。

1 請求金額 金 〇〇〇,〇〇〇円

2 内訳 別紙請求内訳書のとおり

3 選挙名 令和6年10月13日執行 南部町（町長・議會議員一般）選挙

4 候補者の氏名 南部 太郎

備考

- この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ポスター作成枚数確認書及び選挙運動用ポスター作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、南部町に支払を請求することはできません。

・請求内訳書（別紙）
・ポスター作成証明書
・ポスター作成枚数確認書
を必ず添付する。

(別紙)

ポスター作成枚数確認書の確認
枚数を記載

請求内訳書

候補者氏名 南部 太郎

請求書の金額と一致

選挙区における ポスター掲示場数	作成金額			基準限度額			請求金額			備考
	単価 A	枚数 B	金額 $A \times B$	単価 C	枚数 D	金額 $C \times D$	単価 E	枚数 F	金額 $E \times F$	
箇所 73	円 ○,○○○	枚 ○○○	円 ○○,○○○	円 1,000	枚 ○○	円 ○○,○○○	円 ○,○○○	枚 ○○	円 ○○,○○○	

備考

- 「ポスター掲示場数」の欄には、選挙運動用ポスター作成証明書の当該選挙区におけるポスター掲示場数を記載してください。
- D欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- E欄には、A欄とC欄とのいずれか少ない方の額を記載してください。
- F欄には、B欄とD欄のうち少ない方の枚数を記入してください。
- E × Fの欄に1円未満の場合は、作成金額欄の単価(A)又は基準限度額欄の単価(C)のいずれか少ない方の金額を記入

実際に作成したポスターの
単価及び枚数を記入

作成金額欄の単価(A)又は基準限度額欄の
単価(C)のいずれか少ない方の金額を記入

作成金額欄の枚数(B)又は基準限度額欄の
枚数(D)のいずれか少ない方の枚数を記入